

結婚後の新生活費用の一部を助成します

新婚世帯が町内で新たに生活を始めるための費用の一部を国や県の交付金を活用し、助成します。
※対象世帯や対象経費など、詳細については町ホームページにてご確認ください。

養老町結婚新生活支援事業費補助金

【対象世帯】

令和6年3月1日から令和7年2月28日までの間に婚姻の届け出が受理された夫婦(ともに39歳以下であること)で、夫婦の令和5年分の所得を合算した金額が500万円未満の世帯

【対象経費】

婚姻に伴い、町内で新たに住居を取得(賃借)する費用、引越費用や取得する住宅のリフォーム費用など

【助成額】

婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の世帯	上限60万円
39歳以下の世帯	上限30万円

【受付期間】

6月3日(月)～令和7年3月14日(金)

【申請先】

申請書および必要書類を子ども課までご提出ください。
(様式は町ホームページからダウンロードできます)

問 子ども課 ☎32-5078



結婚新生活支援事業

児童手当受給資格審査および資格消滅者などの新規申請受付について

受給資格審査

毎年6月以降に住民登録や前年の所得などの状況を確認し、児童手当を受給する資格があるかを町で審査します。
受給者のうち下記の要件に当てはまる場合は現況届の提出が必要となります。提出が必要な場合には個別に案内を送付しますので、案内に記載の期日までに手続きをしてください。

【現況届の提出が必要な人】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・受給者と児童が別に居住している人 | ・転入・未申告により所得審査ができない人 |
| ・離婚協議中などで配偶者と別居している人 | ・その他、町から提出の案内があった人 |

資格消滅者などの新規申請受付

これまで手当が支給されていなかった人で、令和5年分の所得が所得上限限度額を下回った人については、6月分以降の手当を受けるために認定請求書などの提出が必要となります。

原則として、申請した月の翌月分の手当から支給開始となります。

ただし、特例措置として町民税課税通知書などを受け取った日の翌日から15日以内に申請があった場合に限り6月分からの児童手当を受けることができます。

詳しくは町ホームページにてご確認ください。

※令和6年10月より児童手当の制度が一部変更になります。広報「養老」や町ホームページでお知らせしていきますのでご確認ください。

問 子ども課 ☎32-5078

地域子育て支援センターを開設しています

子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場として、地域子育て支援センターを開設しています。子育てに関する相談も受け付けていますのでご利用ください。

<地域子育て支援センター>

『下笠保育園』 下笠1171-1 ☎35-2128

『おひさまっこ』 大坪360-1 ☎84-2115

『虹の架け橋』 大巻1162-2 (旧池辺幼稚園) ☎37-2106

※開所時間やイベント情報などは、子育て応援WEBサイト「ようろうっこ」にも掲載しています。

問 子ども課 ☎32-5078



子育て応援WEBサイト
「ようろうっこ」